

ESD 活動支援センター

平成 29 年〇月〇日

## 地域 ESD 活動推進拠点の登録について（案）

ESD 推進ネットワークは、持続可能な社会の実現に向け、ESD に関わるマルチステークホルダーが、地域における取り組みを核としつつ、さまざまなレベルで分野横断的に協力・連携して ESD を推進することを目的としています。ESD 推進ネットワークでは、各地で ESD の取り組みを支援することで ESD 推進ネットワークを牽引する「地域 ESD 活動推進拠点」を、官民協働のプラットフォームとしての ESD 活動支援センター（全国・地方）の重要なパートナーと位置づけています。

### 1. 地域 ESD 活動推進拠点とは

学校教育・社会教育の現場では、さまざまな主体が地域や社会の課題解決に関する学びや活動に取り組んでいます。ESD 推進ネットワークでは、そうした現場の ESD を支援・推進する役割を担う組織・団体（注 1）を「地域 ESD 活動推進拠点」（以下「地域 ESD 拠点」）として位置づけています。ESD の支援を行う組織・団体であれば、自らが ESD の実践者である場合も、もっぱら支援機能を担う場合も、どちらも地域 ESD 拠点に相当します。

地域 ESD 拠点の活動領域は、学校区、市区町村、都道府県、広域ブロック等様々なスケールが想定されます。また、単一組織のみならず、協議会やコンソーシアムなど、さまざまな形態が考えられます。多種多様な地域 ESD 拠点が、得意分野を生かしてそれぞれの活動領域で支援の窓口となり、他の地域 ESD 拠点や地方 ESD 活動支援センター（以下、「地方センター」）と連携・協働していくことで、ESD の活動や学びを深め（質的向上）、機会や場を広め、担い手を増やして（量的拡大）いきます。

こうしたネットワークの形成に向けて、地方センターは広域ブロックのニーズ、実情を踏まえて地域 ESD 拠点の形成を進め、ESD 活動支援センター（以下、「全国センター」）は、そのための基盤を整備します。

（注 1）ここでいう「組織・団体」とは、自治体・行政機関、教育委員会、環境学習施設、社会教育施設、NGO/NPO、企業、経済団体、ユース組織、学校、高等教育機関、メディア等、分野・形態を問わず、これらの組織・団体の連合体・コンソーシアム、または、これらの部局・部署、支所・支部等も含まれます。

## 2. 地域 ESD 拠点の登録要件

全国センターは、次の要件を全て満たす組織を地域 ESD 拠点として登録し、リストに記載して公開します。

- (1) ESD 推進ネットワークの趣旨に賛同し、地域 ESD 拠点として活動すること。
- (2) ESD の推進に資する支援が提供できること。(注 2)
- (3) 支援に際し公共性を損なわず、支援対象に対して公平性を有していること。
- (4) 全国センターが実施する年次アンケート等に協力すること。
- (5) 反社会的な活動、その他、ESD 活動推進ネットワークの趣旨に反する活動を行わないこと。

(注 2) ここでいう「支援」として、次のような活動が考えられます。

①相談対応・情報提供、②教材・ツール・教案等の開発支援・提供、③視察・授業見学等の受け入れによるノウハウ供与、④講師派遣・講師紹介、⑤研修・講座の開催、⑥施設・資材の貸与、⑦表彰・コンテスト等の実施、⑧資金助成・寄附、⑨広報活動支援、⑩交流・ネットワーク形成支援、⑪組織基盤強化支援、⑫その他 ESD 実践者の活動に資する支援

## 3. 登録手続き

- (1) 地域 ESD 拠点として登録を希望する組織は、ESD 活動支援センター（全国・地方）から登録書申込書の様式（別紙）を取得し、必要事項を記載して資料とともに全国センターに送付する。
- (2) 全国センター・地方センターは、上記登録要件に照らして登録申込書の内容を確認する。その際、必要に応じて申請者に照会する。
- (3) 全国センターは、申請者に連絡のうえ、地域 ESD 拠点リストに掲載し、公開する。

登録は希望する場合にはいつでも辞退することができます。なお、登録事項に虚偽の記載等が確認された場合には、全国センターは当該組織の登録を取り消す場合があります。

## 4. 地域 ESD 拠点に対する年次アンケート

全国センターは、ESD 推進ネットワークの推進に資するため、リストに掲載された全ての地域 ESD 拠点を対象とする年次アンケートを実施します。全国センターはアンケート結果を地方センターと共有するとともに、結果を取りまとめて公開します。

年次アンケートは以下の内容を含みます。

- (1) 登録情報の更新に関すること
- (2) 当該年度の支援実績に関すること
- (3) 全国センター・地方センターへの要望

(4) その他

5. その他

- (1) 地域 ESD 拠点は、趣旨に賛同して ESD 推進ネットワークを牽引する組織・団体を登録して公開する仕組みであり、登録により何らかの資格や権利が発生するわけではありません。
- (2) ESD の実践者におかれては、別途、趣旨に賛同する個人・組織が参加する「環境省+ESD プロジェクト」(<https://www.p-esd.go.jp/top.html>) への登録をお勧めします。
- (3) 地域 ESD 拠点の登録要件、登録手続き、様式等は、必要に応じて改訂します。

図：ESD 推進ネットワークの概要

